

岸和田市いじめ防止基本方針

岸 和 田 市

平成27年1月 策定
平成28年8月 一部改定
平成30年5月 一部改定
令和 7年9月 一部改定

目 次

はじめに

…2 ページ

I いじめ防止等のための基本的な考え方

…3～7 ページ

1 いじめの定義と基本理念

(1) いじめの定義 (2) 今日のないいじめに対するとらえ (3) いじめに対する基本理念

2 いじめの未然防止と早期発見

(1) いじめの未然防止 (2) いじめの早期発見と認知

3 いじめ発生時の対処

(1) 事実を確認し被害者のケアと安全確保を行う (2) 毅然とした姿勢で対処し、粘り強い指導を行う
(3) 集団全体の問題としてとらえる (4) いじめの解消に向けて

II 岸和田市として取り組む施策

…8～9 ページ

1 岸和田市いじめ問題対策連絡協議会の設置

2 市民啓発の推進

3 岸和田市教育委員会として取り組む施策

(1) 岸和田市いじめ問題対策委員会の設置 (2) 相談機関との連携の準備
(3) 学校への指導・支援 (4) 保護者など地域住民への啓発活動

III 学校が実施する施策

…10～11 ページ

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 学校いじめ防止基本方針の内容 (2) 学校基本方針の運用

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

3 家庭や地域、関係諸機関との連携

4 ネット上のいじめへの対処

IV 重大事態が発生した場合の対応

…11～13 ページ

1 重大事態の意味

2 重大事態の報告

3 調査の主体と組織

4 調査結果の報告及び提供

5 市長による再調査

(1) 再調査の方法 (2) 再調査の結果を踏まえた措置

V 関係資料

…14 ページ

はじめに

未来を担う子どもたちは、社会にとってかけがえのない存在です。子どもの健全な成長には、よい環境づくりが大切です。子どもの豊かな人間性や確かな学力、またそれを支える健康や体力の育成は、将来の豊かな社会の形成にとって、とても重要なことです。

しかし、近年、学校を中心としていじめの問題が大きく取り上げられ、大きな社会問題となっています。いじめは学校だけでなく、いつでも、どの子どもにでもおこりうる可能性があり、いじめが原因となって、子どもの命や安全が脅かされるような事象もおこっています。

いじめは重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。いじめの問題は、安心・安全な社会をつくるために、学校のみならず、社会全体で解消していかなければならない大きな課題です。

「いじめは絶対に許されない」。この考えのもと、岸和田市民全員が、それぞれの役割と責任を自覚し、行動しなければなりません。そのためにも、私たち一人一人が、人と人とのつながりについて考え、実践していく必要があります。

平成 25 年 9 月、社会全体でいじめ問題に取り組むため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。この法律の趣旨や国の基本方針、大阪府いじめ防止基本方針などを参考に、市としてのいじめ防止のための総合的な方針である「岸和田市いじめ防止基本方針」をここに策定しました。この基本方針に基づき、市の教育の基本理念である「みんなが輝くまち」の実現をめざし、市民全体でいじめ問題の克服に向けて取り組んでまいります。

I いじめ防止等のための基本的な考え方

子どもは、周囲の人との温かい関わりの中で、自分の特性や長所に気付き、自ら成長していきます。また、自分が人に認められる経験を通じて、他者を認め、ともに協力する力を養っていきます。

しかし、いじめやいじめを誘発するような状況では、人と温かい関係が失われ、子どもの健全な成長が阻害される可能性があります。そのため、いじめは、子どもの将来にわたって影響を与えるものと認識する必要があります。

1 いじめの定義と基本理念

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第2条には、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。

具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

いじめには、多様な態様があります。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あり、いじめられた子どもの立場に立って、子どもの様子等をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の確認等を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要があります。

(2) 今日的ないじめに対するとらえ

○ “閉じた” 集団の中でのいじめ

近年のいじめの特徴として、普段一緒に行動しているグループや部活動の仲間など、ある一定の人間関係があるグループや集団の中でいじめがおこることがあげられます。このグループや集団は外に対して“閉じた”状態にあり、その中での出来事は、その他の子どもや大人には見えにくく、一見すると遊びやふざけあいとしか見られないため、いじめの発見がおくれ、事態を深刻化させてしまう危険性があります。

また、いじめの加害・被害の関係も固定化されたものでなく、ふとしたきっかけで加害・被

害が入れ替わるため、グループ内でいじめがおこった際に、周囲からのいじめをやめさせようとするはたらきが弱く、逆にいじめに加担したり、傍観したりする場合も見られます。

○インターネット・SNS等を介したいじめ（ネット上のいじめ）

スマートフォンなどの高機能情報端末の普及により、インターネットや、LINE・Twitterなどに代表されるSNS（ソーシャルネットワークサービス）等を介したいじめが数多くおこっています。また、加害・被害の当事者でのトラブルやいじめが、インターネットやSNSによって広がり、深刻化する事例もでてきています。

インターネットがもつ特性から、ネット上のいじめは、不特定多数の人々から、即座に、さまざまな形でいじめを受けることにつながり、被害を受けた子どもの精神的なダメージは大きくなります。また、SNSのグループ内でのやり取りなどは、周りの大人にとって、いじめに気づくことが難しく、発見や対処が遅れることがあります。

さらに、インターネットやSNSではメールやメッセージなどを通じてやりとりをするため、面と向かっての会話に比べて相手の意図を理解しづらく、表現などで誤解を招きやすい傾向があります。そのため、コミュニケーション能力を育てていく途上にある子どもたちにとっては、問題がより複雑になり、いじめの解決が難しくなる場合が多く見られます。

（３）いじめに対する基本理念

○いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題です。いじめはすべての子どもにおこりうる問題であり、どんな理由があっても「いじめは絶対に許されない」という強い姿勢が必要です。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやしたてたり、傍観したりするような行為も許されるものではありません。

家庭でのしつけや地域社会、学校での活動を通して、小さいころから規範意識や人権感覚を養うことが必要です。

○豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認めあい、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような、豊かな感性を身につけていくことが大事です。あわせて、規範意識や人権意識を基盤として、仲間とともに問題を解決するために必要な力を育成していかなければなりません。

家庭生活や地域での活動、学校教育などさまざまな場面で、よりよい人間関係やコミュニケーションについて考える機会を子どもたちに与え、体験させることが重要です。

○地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではありません。いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域などすべての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要があります。そうした社会との関わりの中で、子どもは、すべての人をかけがえ

のない存在として大切にする気持ちを養っていきます。子どもを取り巻く大人たちがよいモデルとなって、子どもたちを導く存在となることが求められています。

○発達障がいを含む、障がいのある子どもがかかわるいじめやその他について

子どもの障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の支援計画や指導計画を活用した情報共有を行いつつ、子どものニーズや特性、専門家の意見をふまえた適切な指導支援が必要です。また、帰国した子どもや外国人の子ども、性同一性障がいに係る子ども、震災により避難している子どもなど、学校として特に配慮が必要な子どもについては、日常的に子どもの特性をふまえた支援や保護者との連携、周囲に対する必要な指導を組織的に行うことも大切です。

2 いじめの未然防止と早期発見

(1) いじめの未然防止

○基本的な信頼感の構築

子どもは、乳幼児のころから、保護者など特定の大人との継続的な関わりにおいて、愛され、大切にされることで情緒が安定し、人への信頼感を育んでいきます。この基本的な信頼感が、「自分は生きる価値がある人間だ」や「自分は誰かに必要とされている」といった自己肯定観や自尊感情のもととなり、何事にも挑戦していく心もち、人にも優しく接することができるようになります。

家庭では、しっかりと子どもに向き合い、話を真剣に聞いて受け止め、がんばりを認めることで、子どもがどんな時でも信頼感で満たされるような関わりをもつことが大切です。

○規範意識や人権感覚を育む

人間は人との関わりの中で生活していきます。自己肯定観や自尊感情の土台の上に、家庭や地域・学校での豊かな体験を積み重ねて、社会や集団のルールや善悪の判断（規範意識）や、自分の大切さとともに他者の大切さを認める気持ち（人権感覚）を育む必要があります。

とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係の基礎となる道徳教育や人権教育に粘り強く取り組み、組んでいくことが重要です。

○望ましい集団活動を通して思いやりや協調性、主体性を育む

自分と他者との違いを認めあい、他者の願いや思いを共感的に受け止めるような感性を身につけるためには、安心して自分の意見を述べることができる親和的な集団の雰囲気の中で、互いに助け合い、協力して問題を解決していく体験を積み重ねていくことが重要です。学校や地域でのこのような望ましい集団活動を通じて、子どもは思いやりや協調性、主体性を育んでいきます。

また、集団活動に必要なコミュニケーション能力や社会的なスキルについても、言葉のみの理解にとどまらず、家庭や地域、学校での体験活動を通じて子どもたちが身につけていくことが重要です。

(2) いじめの早期発見と認知

未然防止の取り組みを充実させても、現実にはいじめがおこってしまうことがあります。し

たがって、いじめを早期に発見することが、事態の深刻化を防ぐという点からも特に重要です。

○いじめの認知

いじめの認知については、学校園から市教育委員会へ報告を行い、市教育委員会としても認知を行います。

○小さな変化を見逃さない

いじめは他人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがあります。そこで、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気づく力を高める必要があります。小さな兆候であっても、いじめとしての積極的な認知を行い、早い段階からの確に関わりをもつことが何より大切です。

学校においては、教員との信頼関係の構築や個人面談を含む教育相談の実施、定期的なアンケート調査、電話相談窓口の周知等により、子どもがいじめを訴えやすい環境を常に整えることに努めます。また、周知の際には、相談によっていじめの解決につながった事例を示すなど、子どもたちが自ら周囲に援助を求めることの重要性が理解できるように努めます。

○情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、一人でいじめの実態を把握することは大変困難ですので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、他の業務に優先して、かつ即日、校内いじめ対策組織に情報を全て報告・相談し、組織的として迅速に一貫した対応をしなければなりません。そのためには学校・家庭・地域や関係諸機関が、普段から信頼関係を構築し、気兼ねなく相談できる環境を整えることが大切です。また、教員はいじめに係る情報を適切に記録しておく必要があります。

3 いじめ発生時の対処

(1) 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合、まずはいじめを受けた（あるいは受けた可能性のある）子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保が最優先です。

そのため、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるような関係者間の連絡体制等を整えておくことが大切です。

その上で、いじめたとされる子どもに対して事実関係の確認を行います。

学校では、大阪府の「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」なども参考に、市教育委員会や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応していきます。

(2) 毅然とした姿勢で対処し、粘り強い指導を行う

いじめた子どもに対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示す必要があります。また、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整えなければなりません。

いじめの場合、いじめた子ども自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感

じ、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合があります。

いじめた子どもが自分の行為の重大さを認識して反省し、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、学校の教職員全体での継続的で粘り強い指導が大切です。

また、保護者や地域の関係者へのはたらきかけや、警察や福祉機関、その他の関係機関との連携による指導も必要です。

加えて、いじめられた子どもの立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害側の子どもが謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となります。

(3) 集団全体の課題としてとらえる

いじめには、加害・被害の二者関係だけでなく、その所属する集団のもつ課題が大きく影響する場合があります。いじめた子どもだけでなく、いじめをはやしたてたり、おもしろがったりしている「観衆」や、見て見ぬふりをしている「傍観者」なども、いじめを受けている子どもにとっては孤独感や孤立感を強める存在であること、いじめは当事者だけの問題ではなく、いじめがおこった集団全体の課題であることを認識させることが重要です。

一人一人が集団の課題に向き合い、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考え、心の悩みへの共感性を育てることを通じて、子どもたちの行動の変容を求めているかなければなりません。

(4) いじめの解消に向けて

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。「解消している」と判断するためには、「いじめに係る行為が止んでいること」と「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が少なくとも満たされている必要があります。なお、解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性を十分にふまえ、日常的に注意深く観察する必要もあります。

Ⅱ 岸和田市として取り組む施策

1 岸和田市いじめ問題対策連絡協議会の設置

岸和田市（以下、「市」という）は、法第 14 条 1 項に基づいて、いじめ問題等に関係する機関の連携を図るため、「岸和田市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という）を設置します。

連絡協議会は、関係部局・学校・市教育委員会・警察等により構成します。

連絡協議会は、岸和田市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という）に基づく取り組みを、効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行います。

また、市基本方針の内容について、PDCA サイクルにより点検し、必要に応じて見直しを行います。

2 市民啓発の推進

「いじめは絶対に許されない」という考えのもと、岸和田市民全員で安心・安全なまちづくりを行うために、いじめ問題についての啓発活動だけでなく、人権を大切にする意識の向上を図ります。

3 岸和田市教育委員会として取り組む施策

（１）岸和田市いじめ問題対策委員会の設置

市教育委員会は、法第 14 条第 3 項に基づいて、市内の全ての学校園におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、条例により、市教育委員会の附属機関として「岸和田市いじめ問題対策委員会」（以下「対策委員会」という）を設置します。

対策委員会は、公平性・中立性をはかるため、法律・医療・教育・心理・福祉等の専門的知識及び経験を有する第三者等で構成します。

対策委員会は、市基本方針に基づく市内の全ての学校園におけるいじめ防止の取り組み等についての審議を行うとともに、法第 28 条に基づいて、学校での重大事態にかかわる調査を行います。

（２）相談機関との連携の整備

いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備として、「子ども相談ダイヤル」による電話及びメール相談、岸和田市教育センター内教育相談室による相談等を実施します。また、市や大阪府の各種相談窓口などについては、市教育委員会のホームページなどにおいて広報します。

（３）学校への指導・支援

①道徳教育・人権教育等の推進

いじめの未然防止のためには、対等で豊かな人間関係をつくることが重要です。その基礎となる規範意識や人権感覚を育むために、学校のすべての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動や人権教育等を推進します。

また、思いやりや協調性、主体性を育むような体験を通じた望ましい集団づくりや人間関係づ

くりを推進し、子どもたちの人間関係力の向上を目指します。さらにインターネットを介したトラブルやいじめがおこっている現状から、情報モラル教育の充実も推進していきます。

加えて、子どもたちが自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止につながる活動に対する支援を行います。また、子ども及び保護者並びに教職員に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動を実施します。

②教職員の資質向上

いじめの防止のための対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、いじめ問題への対応だけでなく、生徒指導、生徒理解に関する研修の充実を通じて、幼稚園から高等学校における教員の資質能力の向上を図ります。

またネット上のいじめへの対処や情報モラル教育についての研修や情報提供などを行い、教員の意識や資質能力の向上に努めます。

③専門家の活用

いじめの被害者・加害者などへの適切な支援や学校園のいじめ対応力を高めるために、学校園の求めに応じて、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールロイヤーなどの心理・福祉・法律の専門家や、教職員経験者などの人材を派遣します。

④いじめ問題の防止や対処についての支援

生徒指導体制づくりやいじめへの適切な対処などについて、教職員が子どもと向き合い、いじめがおこらない学校運営の改善について必要な支援や情報提供などを行います。合わせて、学校におけるアンケート調査や個人面談の取組み状況を把握します。

また学校からいじめの報告を受けた場合は、学校がいじめの解決に向けて適切な措置がとれるよう、必要な支援や指示を行います。特にネット上のいじめに対しては、場合によって警察や法務局等の関係機関との連携や、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」などを活用し、いじめの解消に向けて支援を行います。

（４）保護者など地域住民への啓発活動

法第 9 条において、保護者は、保護する子どもがいじめを行うことのないよう規範意識を養うための指導等を行い、またいじめを受けた場合には適切にいじめから保護するものとする、さらに、国、地方公共団体、学校の設置者及び学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとされています。

こういった保護者の責務を果たすことができるように、PTA 対象の人権研修をはじめとして、保護者や地域住民などの市民へ、広くいじめやいじめ問題への取り組みについての理解が促されるよう、広報啓発を行います。またネット上のいじめについては、インターネットやスマートフォンなどの使用についての留意点や家庭での指導のあり方などについて、研修会の開催や情報提供に努めます。

Ⅲ 学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 学校いじめ防止基本方針の内容

学校は、法第 13 条に基づいて、取り組みの基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）として定めます。

学校基本方針には、いじめ防止に関する学校の基本的な考え方のほか、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織（以下「校内いじめ対策組織」という）の設置、未然防止、早期発見、重大事態も含め通報や相談があった場合の対処、当事者である子どもや保護者への指導・支援や助言、いじめがおきた集団への働きかけ、ネット上のいじめへの対処、教職員の校内研修などについて記載することとしています。

また、子ども一人一人が自己実現を果たすことができるような教育活動を進めるため、いじめ防止等の取り組みについて学校教育計画に位置付け、示すこととしています。

(2) 学校基本方針の運用

学校基本方針を策定する際、例えば、その実効性を高めるため、検討段階から子どもや保護者、地域関係者等の意見を取り入れるなど、いじめ防止等に関わる者が主体的かつ積極的に参加できるようにすることも大切です。

また、学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているか、校内に設置する組織を中心に点検し、PDCAサイクルにより見直すことが大切です。

いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、子ども及び保護者に対し、子どもが学校生活を送るうえでの安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながることに留意したうえで、学校基本方針策定後、児童生徒、保護者や地域に対していじめに対する考え方や取り組みについて説明し、理解を得るとともに、その内容を周知します。

例えば、集会の際に校内いじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で挨拶することや、いじめの未然防止のための授業を、校内いじめ対策組織の教員が実施するなど、校内いじめ対策組織の存在や活動が児童生徒に容易に認識される取り組みを行うことも有効である。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

法第 22 条に基づいて、学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者、その他の関係者により構成される組織を置きます。

3 家庭や地域、関係諸機関との連携

社会全体で子どもを見守り、いじめ問題に対処していくためには、学校と家庭や地域との連携と協力は必要不可欠です。PTA や地域の関係団体等と学校関係者がいじめ問題について協議するなど、いじめの問題について家庭、学校、地域が連携し対策を推進することが必要です。

また、子どもにかかわる関係機関との連携も重要です。学校は、日頃から警察や子ども家庭センター、その他の福祉機関や市の関係課などと連絡を取り合い、情報を共有する体制を構築します。必要

に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部の人材や、岸和田市教育センター内教育相談室や医療機関等と連携して教育相談などを行います。

4 ネット上のいじめに対する対処

ネット上のいじめに対して、学校は、インターネットやスマートフォンなどの適切な使用や情報モラルに関する教育を行うとともに、保護者への啓発活動や情報提供も積極的に行い、未然防止に努めます。あわせて、豊かな人間関係を築くための基礎となるコミュニケーションの能力の向上や社会的なスキルの育成にも、学校の教育活動を通じて取り組みます。

ネット上のいじめがおこった場合には、市教育委員会や関係機関と連携し、書き込みなどの削除依頼など、いじめの解消のための必要な措置をとるとともに、被害にあった子どものケアや加害の子どもへの指導、再発の防止のための取り組みを行います。

Ⅳ 重大事態が発生した場合の対応

近年、いじめにより、子どもの生命や安全、または財産に関わる重大な事態が全国的におこっています。

こうした事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認し、原因と課題を明らかにして、同じことが繰り返されないことがないよう、対策を講じることが必要です。

そのため、市、市教育委員会、学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要があります。

1 重大事態の意味

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

○生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

（例）・児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要です。

2 重大事態の報告

重大事態もしくは重大事態に相当する事態が発生した場合は、当該校長は直ちに市教育委員会に報告し、報告を受けた市教育委員会は、市長に報告を行います。

3 調査の主体と組織

学校から報告を受けた市教育委員会は、教育委員会附属機関である岸和田市いじめ問題対策委員会と協議し重大事態の認知と事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断します。

○学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「いじめの防止等の対策のための組織」が調査を行います。市教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

○市教育委員会が主体となって調査を行う場合

市教育委員会が、学校からの報告を受け、学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する事案や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような事案と判断した場合には、市教育委員会が以下のいずれかが調査を行います。

- ・市教育委員会及び法律・医療・教育・心理・福祉等の専門知識及び経験を有するもの、その他市教育委員会が適当と認める者で構成された組織

- ・市教育委員会内に設置された付属機関「岸和田市いじめ問題対策委員会」をはじめ、すべての調査委員が第三者で構成された組織

4 調査結果の報告及び提供

学校が主体となって調査を実施した場合は、学校は、その結果を速やかに、市教育委員会を通じて市長に報告します。また、市教育委員会が主体となった場合は、市教育委員会が、市長に報告します。

学校または市教育委員会は、いじめを受けた子どもやその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係などについて説明します。

5 市長による再調査

(1) 再調査の方法

- ①調査結果の報告を受けた市長は、法第30条第2項に基づいて、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、報告結果について再調査を行います。
- ②再調査は、公平性・中立性をはかるため、「岸和田市いじめ問題再調査委員会」（以下、「再調査委員会」という）を設置して行います。この再調査委員会は、法律・医療・教育・心理・福祉等の専門的知識及び経験を有する第三者等で構成します。
- ③いじめを受けた子ども及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況などや調査結果について説明します。
- ④再調査には、いじめを受けた子ども及びその保護者が推薦する第三者を委員に追加することもできます。

（２）再調査の結果を踏まえた措置

市長は、再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、学校に心理・福祉の専門家や市教育委員会指導主事などを派遣して、当該調査に係る重大事態への対処を行うとともに、学校の生徒指導体制や教育相談体制の総点検や再構築、教員研修による生徒指導や教育相談についての能力向上などの重点的な支援を行い、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

V 関係資料

[いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）：文部科学省](#)

[いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日））](#)

[いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（本文）](#)

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-1336275_4.docx

[文部科学省『生徒指導提要』2022 年 12 月（第 1.0.1 版）](#)

[いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）](#)

[大阪府いじめ防止基本方針について／大阪府（おおさか）ホームページ \[Osaka Prefectural Government\]](#)

[携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム／大阪府（おおさか）ホームページ \[Osaka Prefectural Government\]](#)

[5 つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート／大阪府（おおさか）ホームページ \[Osaka Prefectural Government\]](#)